(2)　先端的な半導体若しくはその生産に必要な原材料、設備その他の政令で定めるものの生産施設（生産施設に係る設備を含む。）の設置又は先端的な半導体若しくは当該政令で定めるものに係る技術の開発に関する措置（(1)に掲げる措置に該当するものを除く。）

(3)　先端的な電子計算機の導入、人工知能関連技術を活用して官民データ活用推進基本法第二条第二項の機能を実現するために必要な基礎的なプログラムの開発又は先端的な電子計算機に係る技術の開発に関する措置

(4)　(1)から(3)までに掲げる措置に附帯し、又は密接に関連する措置（第六九条第一項関係）

㈡　㈠の規定による公債（以下「先端半導体・人工知能関連技術債」という。）の発行は、各年度の翌年度の六月三〇日までの間、行うことができるものとすることとした。この場合において、翌年度の四月一日以後発行される先端半導体・人工知能関連技術債に係る収入は、当該各年度所属の歳入とするものとすることとした。（第六九条第三項関係）

㈢　先端半導体・人工知能関連技術債等については、㈣の規定による繰入金により、令和三二年度までの間に償還するものとするなど、先端半導体・人工知能関連技術債等の償還等について所要の規定を設けることとした。（第七〇条、第七一条及び第七三条関係）

㈣　財政投融資特別会計の投資勘定からエネルギー対策特別会計の先端半導体・人工知能関連技術勘定への繰入れについて所要の規定を設けることとした。（第七二条関係）

5　罰則

罰則について所要の改正を行うこととした。（第七八条第二項、第七九条並びに第八一条第二号及び第四号関係）

6　その他

その他所要の改正を行うこととした。

二　特別会計に関する法律（以下「特会法」という。）の一部改正関係

1　財政投融資特別会計

2の㈡の(1)から(4)までに掲げる措置に要する費用並びに2の㈣の(2)のへの償還金及び利子並びに2の㈣の(2)のトの諸費の財源に充てるため、予算で定める金額を限り、投資勘定からエネルギー対策特別会計の先端半導体・人工知能関連技術勘定に繰り入れることができるものとすることとした。（第六八条の二関係）

2　エネルギー対策特別会計

㈠　エネルギー対策特別会計は、燃料安定供給対策、エネルギー需給構造高度化対策、電源立地対策、電源利用対策、原子力安全規制対策、原子力損害賠償支援対策及び先端半導体・人工知能関連技術対策の経理を明確にすることを目的とすることとした。（第八五条第一項関係）

㈡　「先端半導体・人工知能関連技術対策」とは、次に掲げる財政上の措置をいうものとすることとした。

(1)　一の4の㈠の(1)に掲げる措置として行う機構に対する出資金の出資又は交付金の交付

(2)　一の4の㈠の(2)に掲げる措置として行う補助（交付金、委託費その他の給付金の交付（(1)に掲げる交付金の交付を除く。）を含む。）で政令で定めるもの

(3)　一の4の㈠の(3)に掲げる措置として行う補助（交付金、委託費その他の給付金の交付を含む。）又は機構に対する出資金の出資で政令で定めるもの

(4)　一の4の㈠の(4)に掲げる措置で政令で定めるもの（以下「先端半導体・人工知能関連技術対策に係る附帯事務等に関する措置」という。）（第八五条第八項関係）

㈢　エネルギー対策特別会計は、エネルギー需給勘定、電源開発促進勘定、原子力損害賠償支援勘定及び先端半導体・人工知能関連技術勘定に区分するものとすることとした。（第八七条関係）

㈣　先端半導体・人工知能関連技術勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとするものとすることとした。

(1)　歳入

イ　一般会計からの繰入金

ロ　1の規定による財政投融資特別会計の投資勘定からの繰入金

ハ　㈥の規定によるエネルギー需給勘定からの繰入金

ニ　先端半導体・人工知能関連技術債の発行収入金

ホ　一時借入金の借換えによる収入金

ヘ　情促法第五一条第三項の規定による納付金であって、この勘定に帰属するもの

ト　先端半導体・人工知能関連技術対策に係る附帯事務等に関する措置に基づく収入金

チ　附属雑収入

(2)　歳出

イ　㈡の(1)の出資金及び交付金

ロ　㈡の(2)の補助金（交付金、委託費その他の給付金を含む。ハにおいて同じ。）

ハ　㈡の(3)の補助金及び出資金

ニ　㈦の規定による財政投融資特別会計の投資勘定への繰入金

ホ　先端半導体・人工知能関連技術対策に係る附帯事務等に関する措置に要する費用

ヘ　先端半導体・人工知能関連技術債及び当該先端半導体・人工知能関連技術債に係る借換国債の償還金及び利子

ト　先端半導体・人工知能関連技術債及び当該先端半導体・人工知能関連技術債に係る借換国債の発行及び償還に関する諸費

チ　一時借入金の利子

リ　借り換えた一時借入金の償還金及び利子

ヌ　事務取扱費

ル　附属諸費（第八八条第四項関係）

㈤　特会法第六条の規定にかかわらず、複数年度にわたる事務又は事業であって、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要であることその他の特段の事情があり、あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効率的な実施に必要であると認められるものの財源として設置する基金に充てるために経済産業大臣が交付した補助金について、国に返納された金額がある場合には、先端半導体・人工知能関連技術対策に要する費用の財源に充てるため、当該国に返納された金額の範囲内で、予算で定める金額を限り、一般会計から先端半導体・人工知能関連技術勘定に繰り入れることができるものとすることとした。（第九一条の二関係）

㈥　先端半導体・人工知能関連技術対策に要する費用の財源に充てるため、予算で定める金額を限り、エネルギー需給勘定から先端半導体・人工知能関連技術勘定に繰り入れることができるものとすることとした。（第九一条の五第一項関係）

㈦　1の規定により財政投融資特別会計の投資勘定から繰り入れられた繰入金については、後日、先端半導体・人工知能関連技術勘定からその繰入金に相当する金額に達するまでの金額を、予算で定める金額を限り、財政投融資特別会計の投資勘定に繰り入れることができるものとすることとした。（第九一条の七関係）

㈧　一の4の㈠の規定によりエネルギー対策特別会計の負担において行われる先端半導体・人工知能関連技術債の発行は、先端半導体・人工知能関連技術勘定の負担において行うものとすることとした。（第九二条の五関係）

㈨　先端半導体・人工知能関連技術債及び当該先端半導体・人工知能関連技術債に係る借換国債の償還金（借換国債を発行した場合においては、当該借換国債の収入をもって充てられる部分を除く。）及び利子並びに発行及び償還に関する諸費の支出に必要な金額（事務取扱費の額に相当する金額を除く。）は、毎会計年度、先端半導体・人工知能関連技術勘定から国債整理基金特別会計に繰り入れなければならないものとすることとした。（第九二条の六第一項関係）